租税特別措置法の新旧対照表

租税特別措置法が、平成23年6月30日法律第82号「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」で一部改正になり、詳細登記六法の掲載条文が下表のとおり改正になっていますので、ご承知おきのほどお願い申し上げます(改正前の条文は追録を参照下さい)。

(平成23年7月1日現在)

改正後

(住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減)

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの(以下第七十五条までにおいて「住宅用家屋」という。)を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得(売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。)をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内(一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定めるわを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十五条において同じ。)に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税 率の軽減)

第七十四条 ※七十三条の二を繰下げ

(住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記

改正前

(住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減)

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの(以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。)を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得(売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。)をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内(一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十四条において同じ。)に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税 率の軽減)

第七十三条の二 (略)

(住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記

の税率の軽減)

第七十五条 個人が,昭和五十九年四月一日から平 成二十五年三月三十一日までの間に住宅用家屋 の新築(当該期間内に家屋につき増築をし、当該 増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合にお ける当該増築を含む。以下この条において同じ。) をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家 屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用 家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個 人の居住の用に供した場合において, これらの住 宅用家屋の新築又は取得(以下この条において 「住宅用家屋の新築等」という。) をするための 資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。) が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法に より行われるときは、その貸付け又はその賦払金 に係る債権で次の各号に掲げるものを担保する ために当該各号に定める者が受けるこれらの住 宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係 る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところ により当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登 記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の 規定にかかわらず、千分の一とする。

→ ~四 (略)

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手 続開始の登記等の免税)

第七十六条 ※七十五条を繰下げ

※削除

(利用権設定等促進事業により農用地等を取得した<u>場</u>合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条 農業を営む者で政令で定めるものが, 昭和五十六年四月一日から<u>平成二十五年三月三</u>十一日までの間に,農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号 に規定する利用権設定等促進事業により,政令で定める区域内において,同条第一項第一号 に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には,当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は,財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る同法第十九条の規定による農用地利用集積計画の公告の日以後一年以内に登記を

の税率の軽減)

第七十四条 個人が,昭和五十九年四月一日から平 成二十三年六月三十日までの間に住宅用家屋の 新築(当該期間内に家屋につき増築をし、当該増 築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合におけ る当該増築を含む。以下この条において同じ。) をし,又は建築後使用されたことのない住宅用家 屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用 家屋のうち政令で定めるものの取得をし, 当該個 人の居住の用に供した場合において, これらの住 宅用家屋の新築又は取得(以下この条において 「住宅用家屋の新築等」という。) をするための 資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。) が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法に より行われるときは、その貸付け又はその賦払金 に係る債権で次の各号に掲げるものを担保する ために当該各号に定める者が受けるこれらの住 宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係 る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところ により当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登 記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の 規定にかかわらず、千分の一とする。

→ ~四 (略)

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手 続開始の登記等の免税)

第七十五条(略)

第七十六条(略)

(利用権設定等促進事業により農用地等を取得した<u>場</u>合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七条 農業を営む者で政令で定めるものが、昭和五十六年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地(次項において「農用地」という。) その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る同法第十九条の規定による農用地利用集積計画

受けるものに限り、登録免許税法第九条 の規定 にかかわらず、千分の八とする。

② ※削除

(信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の 税率の軽減)

- 第七十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次項において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。次項において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。
- ② 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から<u>平</u> 成二十五年三月三十一日までの間に次の各号に 掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に 係る債権を担保するために受ける抵当権の設定 の登記又は登録については、その登記又は登録に 係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条 の規定にかかわらず、<u>千分の一・五</u>とする。 一~四(略)

(勧告等によつてする登記の税率の軽減)

第七十九条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告又は指示によってされたものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告又は指示があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

の公告の日以後一年以内に登記を受けるものに 限り、登録免許税法第九条 の規定にかかわらず、 千分の八とする。

② (略)

(信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の 税率の軽減)

- 第七十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次項において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成二十三年六月三十日までの間に信用保証協会が信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。次項において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。
- ② 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から<u>平</u> <u>成二十三年六月三十日</u>までの間に次の各号に掲 げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係 る債権を担保するために受ける抵当権の設定の 登記又は登録については、その登記又は登録に係 る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の 規定にかかわらず、<u>千分の一</u>とする。

一~四 (略)

(勧告等によつてする登記の税率の軽減)

第七十九条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によってされたものであり、又は卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第七十三条第一項の規定による認定(昭和四十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間にされたものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とす

一•二(略)

三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の 増加 千分の五

四•五(略)

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の 軽減)

第八十条 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)

イ (略)

- ロ イに掲げる部分以外の部分(これらの認定 により増加した資本金の額として政令で定 めるところにより計算した金額のうち三千 億円を超える部分を除く。) 千分の三・五
- 三 分割による株式会社の設立又は資本金の額 の増加(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。) 千分の三・五

四・五 (略)

② (略)

(関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減)

第八十二条 関西国際空港株式会社が,関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から<u>平成二十四</u>年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる事

る。

一・二 (略)

三 分割による株式会社の設立又は資本金の額 の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち,分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については,千分の五)

四·五(略)

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の 軽減)

第八十条 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)

イ (略)

- ロ イに掲げる部分以外の部分(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。次号ロにおいて同じ。) 千分の三・五
- 三 分割による株式会社の設立又は資本金の額 の増加 イ又は口に掲げる部分の区分に応じイ 又は口に定める割合
 - イ 資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分 千分の一

ロ イに掲げる部分以外の部分 千分の三・五

四•五(略)

② (略)

(関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減)

第八十二条 関西国際空港株式会社が、関西国際 空港株式会社法の施行の日の翌日から<u>平成二十</u> 三年六月三十日までの間に次の各号に掲げる事

項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一·二 (略)

② 関西国際空港株式会社法第七条第一項 に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律(平成八年法律第三十六号)の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条 の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

(認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

- 第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条に規 定する認定事業者(次項において「認定事業者」 という。)が、認定民間都市再生事業計画(平成 十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日 までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四 条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受 けた同法第二十五条に規定する認定計画(をい う。次項において同じ。) に基づき当該認定の日 から三年以内に特定民間都市再生事業(同条に規 定する都市再生事業のうち政令で定めるものを いう。次項において同じ。)の用に供する建築物 の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保 存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で 定めるところにより当該建築後一年以内に登記 を受けるものに限り、登録免許税法第九条 の規 定にかかわらず、千分の三とする。
- ② 認定事業者が,認定民間都市再生事業計画に基

項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一•二 (略)

② 関西国際空港株式会社法第七条第一項 に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律(平成八年法律第三十六号)の施行の日の翌日から平成二十三年六月三十日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条 の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

(<u>認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等の税率の軽減)</u>

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画に基づき当該認定の日から三年以内に特定民間都市再生事業(同条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。)の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

② 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認

づき都市再生特別措置法第二条第五項に規定す る特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市 再生事業の用に供する建築物の建築(同法第二十 一条第一項又は第二十四条第一項の規定による 国土交通大臣の認定の日から三年以内(特定民間 都市再生事業のうち政令で定めるものについて は、五年以内)にするものに限る。)をした場合 には, 当該建築物の所有権の保存の登記に係る登 録免許税の税率は、財務省令で定めるところによ り当該建築後一年以内に登記を受けるものに限 り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千 分の一・五(平成二十四年四月一日から平成二十 五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける 認定民間都市再生事業計画に基づき建築をする 建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の 二)とする。

③•④ ※削除

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の<u>移転登記</u>の税率の軽減)

第八十三条の二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画(以下この項において「資産流動化計画」という。)に基づき特定資産(同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。)のうち倉庫等(倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。)以外の不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。)の所有権の取得をした場合(当

定整備事業者が, 認定民間都市再生整備事業計画 (民間事業者の能力を活用した市街地の整備を 推進するための都市再生特別措置法等の一部を 改正する法律(平成十七年法律第三十四号)附則 第一条ただし書に規定する日の翌日から平成二 十三年六月三十日までの間に都市再生特別措置 法第六十四条第一項又は第六十六条第一項の規 定による国土交通大臣の認定を受けた同法第六 十七条に規定する認定整備事業計画をいう。以下 この条において同じ。) に基づき特定民間都市再 生整備事業(同法第六十七条に規定する都市再生 整備事業のうち政令で定めるものをいう。以下こ の条において同じ。)の用に供するため、当該認 定の日から二年以内に当該特定民間都市再生整 備事業の同法第六十三条第二項第一号に規定す る整備事業区域内の土地の所有権の取得をした 場合には, 当該土地の所有権の移転の登記に係る 登録免許税の税率は、財務省令で定めるところに より当該取得後一年以内に登記を受けるものに 限り,登録免許税法第九条の規定にかかわらず, 千分の八とする。

③ • ④ (略)

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の<u>移転登記等</u>の税率の軽減)

第八十三条の二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日(指名金銭債権の取得にあつては、平成二十三年六月三十日)までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画(以下この項において「資産流動化計画」という。)に基づき特定資産(同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。)のうち倉庫等(倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。)以外の不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をい

該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一次に掲げる<u>全て</u>の要件を満たすものであること。

イ~ニ (略)

二 (略)

- ② (略)
 - ー 次に掲げる<u>全て</u>の要件を満たすものであること。

イ~ハ (略)

二 (略)

- ③ (略)
 - 一次に掲げる<u>全て</u>の要件を満たすものであること。

イ~ニ (略)

二 (略)

④ (略)

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構か ら交換により建物を取得した場合の登記の免税)

第八十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の 処理に関する法律第二十五条の規定により同条 に規定する承継法人(旅客鉄道株式会社及び日本 貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正す る法律(平成十三年法律第六十一号)附則第十三 条の規定により当該承継法人とみなされる同法 附則第二条第一項に規定する新会社を含む。以下 この条において同じ。)(旅客鉄道株式会社及び 日本貨物鉄道株式会社に関する法律 の一部を改 正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第 う。以下この条において同じ。)の所有権の取得をした場合(当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)又は指名金銭債権の取得をした場合には、当該不動産の所有権又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十三とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一・五とする。

一 次に掲げる<u>すべて</u>の要件を満たすものであること

イ~ニ (略)

二 (略)

- ② (略)
 - 一 次に掲げる<u>すべて</u>の要件を満たすものであること。

イ~ハ (略)

二 (略)

- ③ (略)
 - ー 次に掲げる<u>すべて</u>の要件を満たすものであること。

イ~ニ (略)

二 (略)

④ (略)

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から 交換により建物を取得した場合の登記の免税)

第八十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の 処理に関する法律第二十五条の規定により同条 に規定する承継法人(旅客鉄道株式会社及び日本 貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正す る法律(平成十三年法律第六十一号)附則第十三 条の規定により当該承継法人とみなされる同法 附則第二条第一項に規定する新会社を含む。以下 この条において同じ。)(旅客鉄道株式会社及び 日本貨物鉄道株式会社に関する法律 の一部を改 正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第 十三条の規定により当該承継法人とみなされる 同法附則第二条第一項に規定する新会社を含む。 以下この項において同じ。)に対し無償で貸し付 けている土地に存する当該承継法人の事業の用 に供されている建物と独立行政法人鉄道建設・運 輸施設整備支援機構の有する建物との交換が日 本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する 法律第十三条第一項第三号の規定により行われ た場合には、当該承継法人がその交換により取得 した建物の所有権の移転の登記については、財務 省令で定めるところにより同法の施行の日から 平成二十五年十二月三十一日までの間に登記を 受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録 免許税額の特別控除)

第八十四条の五 登記を受ける者が, 平成二十年一 月一日から平成二十五年三月三十一日までの間 に, 行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律第三条第一項の規定又は不動産登記 法 (平成十六年法律第百二十三号) 第十八条の 規定により電子情報処理組織を使用して次に掲 げる登記の申請 (建物の所有権の保存の登記の申 請にあつては、当該建物の表題登記(同法第二条 第二十号に規定する表題登記をいう。) の申請が これらの規定により電子情報処理組織を使用し て行われたものに限る。次項において「登記の申 請」という。)を行う場合における当該登記に係 る登録免許税の額は、当該登記につき登録免許税 法その他登録免許税に関する法令の規定(この項 の規定を除く。) により計算した金額から当該金 額に百分の十を乗じて算出した金額(当該金額が 三千円を超える場合には、三千円)を控除した額 とする。

一・二 (略)

② 前項の場合において、平成二十四年三月三十一 日までに登記の申請を行うときにおける同項の 規定の適用については、同項の規定の適用につい ては、同項中「三千円」とあるのは、「四千円」 とする。 十三条の規定により当該承継法人とみなされる 同法附則第二条第一項に規定する新会社を含む。 以下この項において同じ。)に対し無償で貸し付 けている土地に存する当該承継法人の事業の用 に供されている建物と独立行政法人鉄道建設・運 輸施設整備支援機構の有する建物との交換が日 本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する 法律第十三条第一項第三号の規定により行われ た場合には、当該承継法人がその交換により取得 した建物の所有権の移転の登記については、財務 省令で定めるところにより同法の施行の日から 平成二十三年十二月三十一日までの間に登記を 受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録 免許税額の特別控除)

第八十四条の五 登記を受ける者が、平成二十年一 月一日から平成二十三年六月三十日までの間に, 行政手続等における情報通信の技術の利用に関 する法律第三条第一項の規定又は不動産登記法 (平成十六年法律第百二十三号) 第十八条の規定 により電子情報処理組織を使用して次に掲げる 登記の申請 (建物の所有権の保存の登記の申請に あつては, 当該建物の表題登記(同法第二条第二 十号に規定する表題登記をいう。) の申請がこれ らの規定により電子情報処理組織を使用して行 われたものに限る。)を行う場合における当該登 記に係る登録免許税の額は、当該登記につき登録 免許税法その他登録免許税に関する法令の規定 (この条の規定を除く。) により計算した金額か ら当該金額に百分の十を乗じて算出した金額(当 該金額が五千円を超える場合には、五千円)を控 除した額とする。

一•二 (略)

(不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例)

第九十一条 平成九年四月一日から平成二十五年 三月三十一日までの間に作成される印紙税法別 表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の 譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当 該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当す る場合における当該一の文書を含む。)又は同表 第二号に掲げる請負に関する契約書(建設業法第 二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契 約に基づき作成されるものに限る。)のうち、こ れらの契約書に記載された契約金額が千万円を 超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及 び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に 定める金額とする。

一~六 (略)

(不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税 率の特例)

第九十一条 平成九年四月一日から<u>平成二十三年</u> 六月三十日までの間に作成される印紙税法別表 第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。)又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書(建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。)のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一~六 (略)

※下線部分が改正部分。